

令和5年門審第18号

裁 決
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。
受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の日時時刻及び場所
令和5年3月20日11時45分
長崎県勝本港西方沖合
- 2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	漁船B
総トン数		4.7トン	3.6トン
全長		14.80メートル	
登録長			9.89メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		368キロワット	154キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、舵輪前方の棚上に右舷側からレーダー、GPSプロッター、魚群探知機及びソナー、舵輪後方の右舷側に操縦席を装備し、延長コード付きの遠隔操舵装置を備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和5年3月20日05時30分勝本港の係留地を発し、同港北西方沖合8海里の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが9ノットを超える速力で航行すると船首が浮上し、操縦席に腰を掛けた姿勢で前方を見ると、右舷船首約10度から左舷船首約20度の範囲に死角を生じることから、平素、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、07時00分目的の漁場に到着して操業を始め、釣果を求めて漁場を移動し、10時30分操業を終えて漁獲物の出荷準備を行い、11時00分勝本港西方沖合9海里の漁場を発進して帰途に就き、操縦席に腰を掛けた姿勢で遠隔操舵装置によって操縦に当たり、船首方を一見して船舶を見掛けなかったことから、11時39分少し過ぎ若宮灯台から264度（真方位、以下同じ。）3.9海里の地点で、針路を114度に定めて自動操舵とし、10.0ノットの速力

(対地速力、以下同じ。)で進行した。

11時43分 a 受審人は、若宮灯台から25.9度3.4海里の地点に達したとき、正船首620メートルのところに、Bを視認することができ、船首を南東方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針したときに船首方を一見して船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けずに続航し、11時45分若宮灯台から25.5度3.2海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船尾部に後方から21度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体後部に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、舵輪前方の棚上に右舷側から機関操縦レバー、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を装備し、汽笛を備えた一本釣り漁業等に従事するFRP製漁船で、b 受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日07時00分長崎県大島(壱岐)漁港を発し、勝本港西方沖合4海里の漁場に向かった。

b 受審人は、09時10分目的の漁場に到着して引き縄漁を行った後、11時30分衝突地点付近で、船首を南東方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、一本釣り漁を行うこととした。

b 受審人は、前部甲板で仕掛けの準備を行っていたところ、11時

4 3 分衝突地点で、船首が 1 3 5 度を向いていたとき、右舷船尾 2 1 度 6 2 0 メートルのところに、自船に接近する A を初めて視認し、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の A が漂流中の自船を避けるものと思い、下を向いて仕掛けの準備を続け、A に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、警告信号を行うことも、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b 受審人は、仕掛けの準備を行いながら漂流を続け、1 1 時 4 5 分少し前右舷船尾至近に迫った A を認め、衝突の危険を感じて機関を前進にかけたものの、効なく、B は、船首が 1 3 5 度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、A は、船首部外板に擦過傷を生じ、B は、右舷船尾部外板に破口等を生じたが、のちいずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、勝本港西方沖合において、航行中の A と漂流中の B とが衝突したものである。

衝突地点付近は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には両船の関係についての航法規定がないので、海上衝突予防法第 3 8 条及び第 3 9 条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、勝本港西方沖合において、航行中の A が、見張り不十分で、漂流中の B を避けなかったことによって発生したが、B が、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつ

たことも一因をなすものである。

a 受審人は、勝本港西方沖合において、係留地に向けて航行する場合、船首方に死角を生じていたから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針したときに船首方を一見して船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、勝本港西方沖合において、操業のため漂泊中、自船に接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けてAとの衝突を招き、同船及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年2月1日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二